



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県職務発明等に関する規則の一部を改正する規則（管財課） 1
- 沖縄県流域下水道事業会計規則（下水道課） 2

告 示

- はぶ抗毒素支給規程の一部を改正する告示（衛生薬務課） 34
- 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課） 35
- 公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課） 35
- 公有水面埋立しゅん功認可・2件（漁港漁場課） 37
- 沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の一部を改正する告示（産業政策課） 39
- 建設工事請負契約約款の一部を改正する告示（技術・建設業課） 40
- 指定管理者の指定・2件（都市公園課） 45
- 沖縄県流域下水道事業出納取扱金融機関の指定（下水道課） 45
- 建築士法第4条第4項第3号の規定により知事が同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示（建築指導課） 45
- 建築士法第15条第2号の規定により知事が同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示（建築指導課） 47

公 告

- 障害者就業・生活支援センターの指定の取消し（雇用政策課） 49

正 誤

- 令和2年3月24日付け公報定期第4825号中訂正 49

そ の 他

- 浦添市市営住宅等の管理を事業主体に代わって行う旨の公告（沖縄県住宅供給公社） 49

規 則

沖縄県職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第16号

沖縄県職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県職務発明等に関する規則（平成9年沖縄県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「意匠法第2条第3項」を「意匠法第2条第2項」に改める。

第4条第1項中「の各号」を削る。

第8条中「若しくは」を「又は」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

知事は、第6条の規定により、県が取得した特許等を受ける権利又は特許権等の運用又は処分により収入を得たときは、当該発明者に対し、毎年1月1日から12月31日までの間の収入実績に応じ、翌年5月31日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の実施補償金を支払うものとする。

- (1) 県が自ら当該特許権等を実施し、又は特許等に係る発明等の実施を県以外の者に許諾して収入を得た場合 当該得た収入額を次のアからエまでに掲げる額に区分して、それぞれ当該アからエまでに定める割合を乗じて得た額を合算した額
- ア 30万円以下の額 100分の30
- イ 30万円を超え50万円以下の額 100分の20
- ウ 50万円を超え100万円以下の額 100分の10
- エ 100万円を超える額 100分の5
- (2) 県が当該特許等を受ける権利又は特許権等を譲渡して収入を得た場合 収入額の100分の30以内の額
- 第12条第3号中「第11条」を「前条」に改める。
- 第16条中「知事の付議に応じて」を「この規則を施行するために必要な」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県流域下水道事業会計規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第17号

沖縄県流域下水道事業会計規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 会計伝票、帳簿及び勘定科目
- 第1節 会計伝票（第11条—第14条）
- 第2節 帳簿（第15条—第19条）
- 第3節 勘定科目（第20条）
- 第3章 収入及び支出
- 第1節 収入（第21条—第34条）
- 第2節 支出（第35条—第56条）
- 第3節 小切手（第57条—第64条）
- 第4章 預り金及び預り有価証券（第65条—第69条）
- 第5章 資金計画（第70条—第72条）
- 第6章 たな卸資産
- 第1節 通則（第73条・第74条）
- 第2節 出納（第75条—第83条）
- 第3節 たな卸（第84条—第87条）
- 第7章 たな卸資産以外の物品（第88条—第92条）
- 第8章 固定資産
- 第1節 通則（第93条・第94条）
- 第2節 取得（第95条—第104条）
- 第3節 管理及び処分（第105条—第119条）
- 第4節 減価償却（第120条—第122条）
- 第9章 リース取引の会計処理（第123条・第124条）
- 第10章 引当金（第125条）
- 第11章 予算（第126条—第135条）
- 第12章 決算（第136条—第139条）
- 第13章 雑則（第140条—第145条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）の財務に関して必要な事

項を定めるものとする。

(課長等への事務委任)

第2条 知事は、流域下水道事業の財務に係る事務のうち、土木建築部下水道課長（以下「下水道課長」という。）に対して土木建築部下水道課（以下「下水道課」という。）における次に掲げる事務を委任する。

- (1) 預り金、有価証券及び預り有価証券の出納命令に関すること。
- (2) 物品の出納命令に関すること。
- (3) 物品の管理（保管を除く。次項において同じ。）及び処分に関すること。

2 知事は、流域下水道事業の財務に係る事務のうち、下水道事務所長に対して下水道事務所における次に掲げる事務を委任する。

- (1) 収入の調定に関すること。
- (2) 配当を受けた予算の範囲内で予算を執行すること（特に指示した場合を除く。）。
- (3) 預り金、有価証券及び預り有価証券の出納命令に関すること。
- (4) 物品の出納命令に関すること。
- (5) 物品の管理及び処分に関すること。
- (6) 固定資産の管理に関すること。

3 課長等（下水道課長及び下水道事務所長をいう。以下同じ。）は、前2項の規定により委任された事項について、知事の承認を得て、所属職員に専決させることができる。

4 課長等が欠けた場合は、下水道課にあつては業務班長が、下水道事務所にあつては庶務班長がその職務を代理する。

(専決事項)

第3条 土木建築部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 第72条の規定による資金の借入れを承認すること。
- (2) 第126条第2項の規定による予算原案及び予算に関する説明書を承認すること。
- (3) 第128条の規定による予算の執行方針を定めること。
- (4) 第129条第2項の規定による予算の執行計画を承認すること。
- (5) 第130条第1項の規定による支出予算の配当を行うこと。
- (6) 第132条の規定による予算の流用を承認すること。
- (7) 第134条第2項の規定による現金の支出を伴わない経費について、予算の超過支出を承認すること。
- (8) 第139条の規定による決算報告書等を承認すること。
- (9) 第140条の規定による月次試算表及び計理状況を明らかにするために必要な書類を承認すること。

2 建築都市統括監が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 第98条の規定による見積価額が1件1,000万円以上7,000万円未満の固定資産の取得を承認すること。
- (2) 第99条の規定による見積価額が1件1,000万円以上3,000万円未満の固定資産の無償譲受けを承認すること。
- (3) 第110条の規定による帳簿価額が1件1,000万円以上の固定資産の所属換えを承認すること。
- (4) 第111条の規定による帳簿価額が1件1,000万円以上の固定資産の用途変更を承認すること。
- (5) 第116条第1項の規定による帳簿価額が1件1,000万円以上7,000万円未満の固定資産の売却、撤去又は廃棄を承認すること。
- (6) 第117条の規定による帳簿価額が1件1,000万円以上の固定資産の用途廃止を承認すること。
- (7) 第122条第1項の規定による帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行う場合の年数について承認すること。

3 下水道課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 第22条第1項の規定による下水道課における収入の調定を行うこと。
- (2) 第98条の規定による見積価額が1件1,000万円未満の固定資産の取得を承認すること。
- (3) 第99条の規定による見積価額が1件1,000万円未満の固定資産の無償譲受けを承認すること。
- (4) 第110条の規定による帳簿価額が1件1,000万円未満の固定資産の所属換えを承認すること。
- (5) 第111条の規定による帳簿価額が1件1,000万円未満の固定資産の用途変更を承認すること。
- (6) 第116条第1項の規定による帳簿価額が1件1,000万円未満の固定資産の売却、撤去又は廃棄を承認すること。

(7) 第117条の規定による帳簿価額が1件1,000万円未満の固定資産の用途廃止を承認すること。

4 下水道課における第35条の規定による予算執行伺、第36条第1項の規定による支出負担行為及び第41条の規定による支出命令についての専決区分は、別表第1のとおりとする。

(企業出納員)

第4条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する企業出納員は、出納管理監、下水道課出納管理班の経理を担当する主幹及び下水道事務所庶務班長をもって充てる。

2 前項に規定する下水道課出納管理班の経理を担当する主幹の職にある企業出納員は、出納管理監の職にある企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときに限り、その職務を行うものとする。

3 下水道事務所の企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときは、下水道事務所長が指定する者をもってこれに充てる。

(企業出納員への事務委任)

第5条 知事は、流域下水道事業に係る出納その他の会計事務のうち、下水道課の企業出納員（前条第1項に規定する出納管理監及び下水道課出納管理班の経理を担当する主幹をいう。以下同じ。）に対して下水道課における次に掲げる事務を委任する。

(1) 現金の出納及び保管に関すること。

(2) 小切手の振出しに関すること。

(3) 預り金、有価証券及び預り有価証券の出納及び保管に関すること。

(4) 預金種目の組替えに関すること。

(5) 物品の出納及び保管に関すること。

(6) 前各号に掲げる事務に附帯する事務に関すること。

2 知事は、流域下水道事業に係る出納その他の会計事務のうち、下水道事務所の企業出納員に対して下水道事務所における次に掲げる事務を委任する。

(1) 支払の決定を行うこと。

(2) 公文書の写しの交付に要する費用の収納に関すること。

(3) 物品の出納及び保管に関すること。

(4) 前3号に掲げる事務に附帯する事務に関すること。

(善管注意義務)

第6条 企業出納員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。

(金融機関の出納事務取扱い)

第7条 知事は、法第27条ただし書の規定により、流域下水道事業に係る公金の出納事務の一部を出納取扱金融機関（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第22条の2第2項に規定する地方公営企業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱う金融機関をいう。以下同じ。）に取り扱わせるものとする。

2 前項の出納取扱金融機関の事務取扱いに関して必要な事項は、建築都市統括監が別に定める。

(印影の送付)

第8条 下水道課長は、下水道課の企業出納員が使用する印鑑の印影を、あらかじめ出納取扱金融機関に送付しておかなければならない。印鑑を変更したときも、また同様とする。

(企業出納員の事務引継)

第9条 企業出納員に異動があったときは、異動の日から7日以内にその担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、特別の理由によりその担任する事務を後任者に引き継ぐことができないときは、その職務を代わって行う者に引き継がなければならない。この場合においては、当該職務を代わって行う者は、当該後任者に引き継ぐことができるようになったときには、直ちに当該後任者に引き継がなければならない。

3 前2項の規定により事務を引き継ぐ場合においては、引継者において事務引継書を2通作成し、引継者及び被引継者が各々署名押印をしなければならない。

4 事務引継書には、試算表及び出納取扱金融機関の預金の現在高を証明する書類を添付しなければならない。

5 事務引継が完了したときは、事務引継の当事者は、第3項に規定する事務引継書によりその旨を建築都

市統括監に報告しなければならない。

(首標金額の訂正禁止)

第10条 金銭に関する諸証書のうち次に掲げる書類の首標金額は、改ざん、塗抹又は訂正することができない。

- (1) 会計伝票、収入調定書及び支出負担行為決議書
- (2) 納入通知書、現金払込書、支払依頼書及び小切手
- (3) 請求書、領収書(支払済通知書を含む。)及び送金通知書
- (4) 契約書又は請書、見積書、入札書及び予定価格調書

2 前項各号に掲げる書類の首標金額を除きやむを得ない場合においては、その訂正を要する部分に2線を引き、記載してあった文字が明らかに読み得るように訂正することができる。この場合においては、その訂正を要する部分に訂正者の認印を押さなければならない。

第2章 会計伝票、帳簿及び勘定科目

第1節 会計伝票

(会計伝票の発行)

第11条 流域下水道事業に係る取引については、その取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

(会計伝票の種類)

第12条 会計伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

- 2 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。
- 3 支払伝票は、現金支払の取引について発行する。
- 4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。

(会計伝票の整理)

第13条 企業出納員は、毎日会計伝票を整理しなければならない。

- 2 下水道課の企業出納員は、会計伝票に基づき日計表及び月計表を作成しなければならない。

(会計伝票の保存等)

第14条 会計伝票及び取引に関する証拠となるべき書類は、それぞれの日付によって編集し、及び保存しなければならない。

第2節 帳簿

(帳簿の種類及び保管)

第15条 流域下水道事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、下水道課長は第1号から第3号までに掲げる会計帳簿(以下「帳簿」という。)を、課長等は第4号から第8号までに掲げる帳簿を、下水道事務所の企業出納員は第9号に掲げる帳簿を、企業出納員は第10号から第13号までに掲げる帳簿を備えなければならない。

- (1) 固定資産台帳
- (2) 企業債台帳
- (3) 借入金台帳
- (4) 収入予算整理簿
- (5) 支出予算整理簿
- (6) たな卸資産購入予算整理簿
- (7) 物品整理簿
- (8) 郵便切手類出納簿
- (9) 貯蔵品出納簿
- (10) 総勘定元帳
- (11) 未収金整理簿
- (12) 未払金整理簿
- (13) 前払金整理簿

(帳簿の記載)

第16条 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

(総勘定元帳の整理)

第17条 総勘定元帳は、第20条第2項に定める勘定科目の節(項又は目までの科目については、項又は目)

について口座を設けて整理しなければならない。

(科目の更正)

第18条 課長等は、勘定科目に誤りを発見したときは振替調書によって、予算科目に誤りを発見したときは更正調書によって科目の更正を行い、振替伝票を発行しなければならない。

2 前項の規定により振替伝票を発行したときは、予算整理簿等に整理するとともに、必要な証拠となるべき書類を添えて、企業出納員に送付しなければならない。

(帳簿の照合)

第19条 総勘定元帳その他相互に係る帳簿は、随時照合しなければならない。

第3節 勘定科目

第20条 流域下水道事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表第2に定めるところによる。

第3章 収入及び支出

第1節 収入

(収入金の計算方法)

第21条 収入金の計算は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除くほか、次の方法によらなければならない。

(1) 年額をもって定めたもので1年に満たないものは、月割

(2) 月額をもって定めたもので1月に満たないものは、その月の日数による日割

(収入の調定)

第22条 課長等は、収入の理由が発生したときは、その根拠、所属年度、収入科目、金額及び納入義務者等を記載した収入調定書により調定しなければならない。

2 前項の規定により収入の調定をしたときは、収入予算整理簿に整理するとともに、下水道課の企業出納員に収入調定書の写しを送付しなければならない。

3 第1項の規定により収入の調定をしたときは、振替伝票を発行し、未収金整理簿に記帳しなければならない。ただし、調定と同時に現金の収納が行われるものについては、この限りでない。

(調定の更正)

第23条 前条の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

(納入通知書の送付)

第24条 課長等は、第22条第1項の規定により収入を調定し、又は前条の規定により収入の調定を更正したときは、納入通知書を納入義務者に送付しなければならない。ただし、その性質上納入通知書により難しい場合は、この限りでない。

2 前項の納入通知書に指定する納入期限は、別に定めがある場合又は特別の理由がある場合を除き、次に掲げる区分により指定しなければならない。ただし、指定すべき日が休日（日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項各号に掲げる日をいう。第29条において同じ。）に当たるときは、これらの日の翌日とする。

(1) 年額で定めたものは、その会計年度の4月30日

(2) 月額で定めたものは、毎月10日

(3) 日額で定めたものは、その初日

(4) 前3号に掲げるもの以外のもは、調定の日から15日以内の日

(納入通知書の再発行)

第25条 課長等は、納入義務者から納入通知書を亡失し、又は損傷した旨の届出を受けたときは、速やかに納入通知書を再発行しなければならない。

2 課長等は、納入通知書を再発行するときは、未収金整理簿及び納入通知書に再発行の年月日を記載しなければならない。この場合においては、納入期限を変更することはできない。

(督促)

第26条 課長等は、収入金を納入期限までに完納しない者があるときは、20日以内にその者に対し、10日以内の期限を指定して督促をしなければならない。

2 課長等は、前項の規定により督促をしてもなお収入金を収納できない場合は、債権の保全及び取立てのため、法令に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(口座振替による収入の納付)

第27条 出納取扱金融機関等に預金口座を設けている納入義務者で収入金を口座振替の方法により納付しようとする者は、口座振替納付依頼書を当該出納取扱金融機関等に提出して、口座振替による納付の約定をしなければならない。

2 前項の約定をした納入義務者は、当該約定をした出納取扱金融機関等の名称及び所在地、口座振替により納付すべき収入金の種類その他口座振替納付に必要な事項を記載した口座振替収納依頼書を課長等に提出しなければならない。

(領収証の交付)

第28条 企業出納員及び出納取扱金融機関は、収入金を収納した場合は、直ちに領収証を納入者に交付しなければならない。ただし、その性質上領収証の交付を必要としない収入金については、この限りでない。

(収納金の取扱い)

第29条 企業出納員は、自ら収納した現金は、現金払込書により、その日のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日(翌日が休日に当たるときは、その後において最も近い休日でない日)に預け入れることができる。

(収入伝票の発行)

第30条 下水道課の企業出納員は、現金の収納を証する書類に基づいて収入伝票を発行しなければならない。

(過誤納金の還付)

第31条 課長等は、収納金のうち過納又は誤納となったものがある場合は、当該過誤納金について過誤納金払戻調書を作成し、払い戻さなければならない。

2 前項に定めるもののほか、第42条から第46条までの規定は、払戻しの手続について準用する。

(小切手による納付ができる区域)

第32条 政令第21条の3第1項第1号に規定する知事が定める区域は、沖縄県の区域とする。

(証券の支払拒絶等)

第33条 企業出納員は、収納した証券が支払拒絶その他の理由により現金に換えることができなかつた場合には、直ちにその旨をその収入の調定を行った課長等に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた課長等は、直ちに当該証券を納付した者に対して、当該証券について支払がなかつた旨及びその者の請求により当該証券を還付する旨を支払拒絶証券還付通知書により通知するとともに、納入通知書を再発行しなければならない。

3 企業出納員は、当該証券を納付した者から還付請求があつた場合には、その者から領収証を回収し、当該証券を還付しなければならない。ただし、納付した者が領収証を紛失した等の理由により回収することができないときは、その者から支払拒絶証券受領証を徴して還付することができる。

(不納欠損の取扱い)

第34条 法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合においては、課長等は、当該これらの債権を未収金から除外するとともに、不納欠損処分調書により建築都市統括監に報告しなければならない。

第2節 支出

(予算執行伺)

第35条 予算を執行しようとするときは、その理由、金額、配当予算額その他必要事項を記載した文書を作成し、予算執行伺をしなければならない。

(支出負担行為)

第36条 支出負担行為担当者(知事又はその委任を受けて支出負担行為をする者をいう。第38条及び第39条第2項において同じ。)が支出負担行為を行おうとするときは、現金支出を伴う支出(以下「現金支出」という。)については支出負担行為決議書により、現金支出を伴わない支出(以下「非現金支出」という。)については振替調書により決定し、支出予算整理簿に整理しなければならない。

2 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な書類は、別表第3に定める区分によるものとする。

3 別表第3に定める経費に係る支出負担行為であっても、別表第4に定める区分に係る支出負担行為に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、同表に定める区分により整理するものとする。

(支出負担行為の変更)

第37条 前2条の規定は、支出負担行為に係る金額を変更する場合について準用する。

(支出負担行為の合議)

第38条 支出負担行為担当者は、支出負担行為として整理する時期が支出命令のときを除き、下水道課においては1件100万円以上、下水道事務所においては1件20万円以上の金額の支出負担行為をしようとするときは、企業出納員に合議しなければならない。支出負担行為を変更し、又はその一部若しくは全部を取り消そうとするときも、また同様とする。

(支出負担行為の合議の審査)

第39条 前条の支出負担行為の合議を受けた企業出納員は、所属年度、予算科目等に誤りが無いことを審査し、その結果当該支出負担行為を適当と認めたときは、当該支出負担行為に係る書類に押印してその表示をしなければならない。

2 前項の審査の結果、当該支出負担行為を適当でないとして認めるときは、企業出納員は、その理由を付して支出負担行為担当者に返送しなければならない。

(予算執行伺の省略)

第40条 次に掲げる経費については、第35条の規定にかかわらず、支出負担行為決議書兼振替(支払)伝票をもって予算執行伺に代えることができる。

- (1) 給料
- (2) 手当
- (3) 報酬
- (4) 法定福利費
- (5) 退職給付費
- (6) 旅費
- (7) 光熱水費
- (8) 通信運搬費(電話、電報、後納郵便及び道路使用料に限る。)
- (9) 動力費
- (10) 賃借料(日本放送協会受信料に限る。)
- (11) 公課費
- (12) 企業債利息
- (13) 借入金利息
- (14) 企業債償還金
- (15) 他会計長期借入金償還金

(支出命令)

第41条 支出命令者(知事又はその委任を受けて支出を命令する者をいう。以下同じ。)は、支出をしようとするときは、現金支出については支払伝票又は振替伝票を、非現金支出については振替伝票を発行し、企業出納員に対して支出命令をしなければならない。

(現金支出の手続)

第42条 支出命令者は、支出負担行為に係る債務が確定していることを確認した上で、現金支出のうち即時に支払を行うものについては債権者の請求書に基づいて支払伝票を、それ以外のものについては流域下水道事業の債務の発生に関する証拠となるべき書類に基づいて振替伝票を発行し、企業出納員に送付しなければならない。

2 前項の支払伝票又は振替伝票は、債権者ごとに調製し、請求書その他の取引に関する証拠となるべき書類を添えなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難な場合には、課長等が作成した支給内訳書等によることができる。

3 複数の債権者に対して現金支出を行う場合において、勘定科目及び支払予定日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、併せて一の支払伝票又は振替伝票を発行することができる。この場合においては、債権者ごとにその支払額を明らかにした文書を添えなければならない。

4 前3項の規定により振替伝票を発行した場合で、債権者の請求書を受領したときは、速やかに支払伝票を発行し、当該請求書を添えて企業出納員に送付しなければならない。

(非現金支出の手続)

第43条 支出命令者は、非現金支出については、非現金支出に係る取引に関する証拠となるべき書類に基づいて振替伝票を発行し、企業出納員に送付しなければならない。

2 前項の振替伝票は、支出の目的ごとに調製し、当該取引に関する証拠となるべき書類を添えなければならない。

(支出負担行為の確認)

第44条 支出命令を受けた企業出納員は、支出負担行為に関する確認のため、おおむね次の事項について審査しなければならない。

- (1) 必要であって正当な経費であるか。
- (2) 予算の目的に反していないか。
- (3) 金額の算定に誤りはないか。
- (4) 支出予算の会計年度区分及び予算科目に誤りはないか。
- (5) 配当予算額を超過することはないか。
- (6) 支出命令は正当な権限を有する者が発したものであるか。
- (7) 現金支出の場合、債権者は正当であるか。
- (8) 現金支出の場合、時効は完成してないか。
- (9) 現金支出の場合、契約締結方法等は適法であるか。
- (10) 現金支出の場合、支出負担行為に係る債務は確定しているか。

2 企業出納員は、前項の規定による審査の結果、支出することができないと認めたものについては、理由を付して当該支出命令に係る書類を支出命令者に返送しなければならない。

3 企業出納員は、第1項の規定による審査の結果、支出することが適当であると認めたときは、支払伝票により支払を決定しなければならない。

4 下水道課の企業出納員は、前項の規定による決定に基づいて支払を行わなければならない。

(直接払)

第45条 下水道課の企業出納員は、直接払をしようとする場合は、出納取扱金融機関を支払人とする小切手を債権者に交付し、これと引替えに領収証を徴しなければならない。

2 前項の規定により小切手を振り出したときは、速やかに出納取扱金融機関に対して小切手振出済通知書を送付しなければならない。

(隔地払)

第46条 下水道課の企業出納員は、隔地の債権者に支払をしようとするときは、出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「隔地払」の印を押し、当該小切手に送金支払依頼書を添えて出納取扱金融機関に交付し、当該債権者に送金させるものとする。この場合において、下水道課の企業出納員は、当該債権者に対して送金通知書を送付しなければならない。

2 前項の規定により隔地払をしたときは、出納取扱金融機関からの小切手受領証を債権者の領収証とみなし、当該取引を整理するものとする。

(資金前渡)

第47条 政令第21条の5第1項第15号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。

- (1) 郵便切手類の購入及び交通機関による輸送に要する経費で即時支払を必要とするもの
- (2) 自動車駐車料、道路使用料及び自動車重量税
- (3) 独立行政法人に支払う経費
- (4) 債務の弁済を目的とするため供託をする経費
- (5) 講習会、協議会その他これに類する会合において、直接現金で支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる経費
- (6) 交際費
- (7) 即時支払をしなければ購入又は借入れをし難い経費
- (8) 交通事故に係る損害賠償金
- (9) 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当
- (10) 株式会社ゆうちょ銀行に支払う経費
- (11) 保険料

2 政令第21条の5第1項の規定による資金前渡を受ける職員（以下この項及び別表第5において「資金前渡職員」という。）は、別表第5のとおりとする。ただし、同表に定める資金前渡職員に支障があるとき又はその他の者に資金を前渡する必要があるときは、課長等が指定した者に資金を前渡することができる。

3 課長等は、前項ただし書の規定により職員を指定したときは、直ちにその旨を企業出納員に通知しなければならない。

4 職員に資金前渡をする場合には、前払金請求何書により執行何をした上で支払伝票を発行し、前払金整理簿に整理しなければならない。

5 現金により資金前渡を受けた者は、支払証書に領収の旨を記載し、かつ、記名押印しなければならない。

(前渡資金の精算)

第48条 資金前渡を受けた者は、事務完了後又は帰庁後7日以内に精算書を作成し、証拠書類を添えて支出命令者に提出することにより精算しなければならない。この場合において、残金があるときは、その残金を第53条の規定により返納しなければならない。

2 支出命令者は、前項の精算書及び証拠書類に基づいて振替伝票又は支払伝票を発行し、これを企業出納員に送付するとともに支出予算整理簿に整理しなければならない。

3 下水道課の企業出納員は、第1項の規定により残金の返納があった場合は、収入伝票を発行しなければならない。

4 企業出納員は、会計伝票に基づいて前払金整理簿に整理しなければならない。

(概算払)

第49条 政令第21条の6第5号の規定により概算払のできる経費は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人に支払う経費
- (2) 予納金、保証金及びこれに類する経費
- (3) 交通事故に係る損害賠償金
- (4) 委託料

2 前条の規定は、概算払の精算について準用する。

(前金払)

第50条 政令第21条の7第8号の規定により前金払のできる経費は、次のとおりとする。

- (1) 保険料
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条第1項の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費
- (3) 前金で支払をしなければ契約し難い補償に要する経費
- (4) 研修、講習、会議等への参加に要する経費
- (5) 検査、試験、登録等を受けるために要する経費
- (6) 物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費

2 第48条の規定は、前金払の精算について準用する。

(口座振替の方法による支出)

第51条 政令第21条の10に規定する管理者が定める金融機関は、出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関とする。

2 出納取扱金融機関又は前項の金融機関に預金口座を設けている債権者から口座振替による支払の申出があったときは、支払依頼書に支払の明細を添えて出納取扱金融機関に交付しなければならない。この場合において、出納取扱金融機関の支払済通知書をもって債権者の領収証に代えるものとする。

(自動口座振替による支払)

第52条 政令第21条の5第1項第8号、第12号及び第13号並びに第47条第1項第10号に掲げる経費については、自動口座振替により支払うことができる。

(過誤払金の回収)

第53条 課長等は、支払金のうち過払又は誤払となったものがある場合は、当該過誤払金返納調書を作成の上、返納通知書により当該返納に係る債務者に通知しなければならない。

(債権者の印鑑等)

第54条 債権者の領収印は、請求書、契約書に用いたものと同一のものでなければならない。

2 債権者は、亡失その他の理由により印鑑を変更したときは、課長等に対して領収印鑑変更届を提出しなければならない。

3 課長等は、前項の規定により領収印鑑変更届の提出があった場合は、正当な債権者であることを確認しなければならない。

(債権者の権利の承継)

第55条 課長等は、債権者が権利を承継させたとき、又は債権者が代理権を授与し、若しくはこれを消滅させたときは、その事実を証明する書類を徴さなければならない。

(預金種目の組替等)

第56条 下水道課の企業出納員は、預金種目の組替えをしようとするときは、預金振替依頼書（預金先金融機関が定める方法による場合は、その方法をいう。）を預金先金融機関に送付するものとする。

2 下水道課の企業出納員は、預金先金融機関から預金種目の組替えを証する書類を受けたときは、組替調書及び振替伝票を発行しなければならない。

第3節 小切手

(小切手の振出し)

第57条 小切手の振出日付は、当該振出しの日を記載しなければならない。

2 下水道課の企業出納員は、小切手及び送金通知書の所定の位置に認印をもって検印しなければならない。

3 小切手の記載事項を誤って振り出したときは、出納取扱金融機関に対して遅滞なく委託を取り消し、又は軽易な事項にあっては、その旨を通知しなければならない。

(小切手の記載)

第58条 小切手は、全て完成して振り出さなければならない。この場合において、小切手の記載及び押印は、正確かつ明瞭にしなければならない。

2 小切手の券面金額の記載に使用する数字は、漢数字とするものとする。この場合において、「一」、「二」、「三」及び「十」の数字は、「壺」、「弍」、「参」及び「拾」の字体とし、算用数字で副記しなければならない。ただし、算用数字によるチェクライターを使用する場合は、副記は要しないものとする。

3 小切手の券面金額は、訂正してはならない。券面金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に朱2線を引き、その上部余白に正書し、かつ、当該訂正箇所左側余白に訂正した旨及び訂正した文字数を記載して下水道課の企業出納員の公印を押さなければならない。

(小切手及び印章の保管)

第59条 下水道課の企業出納員は、企業出納員の印章及び小切手帳をそれぞれ別の堅固な容器に厳重に、自ら保管しなければならない。ただし、小切手帳の保管については、下水道課の企業出納員があらかじめ指定した補助者に行わせることができる。

(書損小切手)

第60条 下水道課の企業出納員は、書損等による小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き、「廃棄」と朱書し、かつ、当該企業出納員の公印を押し、そのまま小切手帳に残しておかななければならない。

(小切手番号)

第61条 下水道課の企業出納員は、小切手帳の交付を受けたときは、当該小切手に会計年度ごとに1年間を通ずる連続番号を付さなければならない。この場合において、前条の規定により廃棄した小切手の番号は、再度使用してはならない。

(小切手用紙の検査)

第62条 下水道課の企業出納員は、小切手振出簿を備え、毎日小切手帳の用紙枚数、小切手の廃棄枚数及び残存枚数その他記載事項と該当する事実とに相違がないかどうかを検査して認印しなければならない。

(小切手原符の整理及び不用小切手用紙)

第63条 使用済みの小切手の原符は、小切手帳表紙に使用番号及び使用期間その他所要事項を記載して保管しなければならない。

2 下水道課の企業出納員は、年度末において不用となった小切手がある場合は、出納取扱金融機関に返還しなければならない。

(小切手等の支払期間)

第64条 小切手又は送金通知書は、その振出し又は発行の日から1年を経過したときは、これをもって出納取扱金融機関に対して支払の請求をすることができない。

2 出納取扱金融機関は、前項に規定する支払期間を経過したものがあるときは、小切手等失効調書をもって下水道課の企業出納員に報告しなければならない。

第4章 預り金及び預り有価証券

(預り金)

第65条 下水道課の企業出納員は、保証金その他流域下水道事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次に掲げる区分により整理しなければならない。

- (1) 預り保証金
- (2) 預り諸税
- (3) その他預り金

(預り金の受入れ及び払出し)

第66条 第28条から第31条まで、第42条から第46条まで及び第53条の規定は、預り金の受入れ及び払出しについて準用する。

(預り有価証券)

第67条 下水道課の企業出納員は、流域下水道事業の所有に属さない有価証券を保管する場合は、これを預り有価証券として整理しなければならない。

2 下水道課の企業出納員は、預り有価証券を安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。

(預り有価証券の受入れ及び還付)

第68条 下水道課の企業出納員は、前条の有価証券を受け入れた場合は、預り証を交付し、当該有価証券を還付した場合は、預り証に領収の旨を付記し、かつ、記名押印させ、これと引換えに還付しなければならない。

(利札の還付請求)

第69条 下水道課の企業出納員は、預り有価証券について、所有者から利札の還付請求を受けた場合は、これを還付しなければならない。この場合において、下水道課の企業出納員は、領収証を求めて利札を還付するものとする。

第5章 資金計画

(資金管理)

第70条 出納管理監は、常に資金の状況を把握し、計画的かつ効率的な資金の管理及び運用に努めなければならない。

(資金計画)

第71条 課長等は、毎月25日までに、翌月以降3か月分の資金予定表を作成し、参考となる資料を添えて出納管理監に提出しなければならない。

(資金の借入れ)

第72条 出納管理監は、予算内の支出をするため長期又は短期の資金の借入れをしようとするときは、知事の承認を得なければならない。

第6章 たな卸資産**第1節 通則**

(たな卸資産の範囲)

第73条 たな卸資産とは、次に掲げる物品であって、貯蔵品として経理を行うものをいう。

- (1) 消耗品
- (2) 消耗工具、器具及び備品
- (3) 材料

2 前項のたな卸資産の区分の細目については、建築都市統括監が別に定める。

(たな卸資産の貯蔵等)

第74条 課長等は、常に業務の執行上必要な量のたな卸資産が貯蔵されるように努め、下水道事務所の企業出納員は、これを適正に保管しなければならない。

第2節 出納

(購入)

第75条 たな卸資産を購入しようとするときは、予算に定めるたな卸資産の購入限度額の範囲内において、必要に応じ、次に掲げる事項を記載した文書を作成し、予算執行何をしなければならない。

- (1) 購入しようとするたな卸資産の品目及び数量
- (2) 購入しようとする理由
- (3) 予定価格及び単価

(4) 契約の方法

(5) その他必要と認められる事項

2 たな卸資産について支出負担行為を行ったときは、たな卸資産購入予算整理簿に整理しなければならない。

(検収)

第76条 課長等は、購入したたな卸資産について、その規格、品質及び数量が契約書その他購入の条件に違反していないかを確認の上、下水道事務所の企業出納員に引き渡さなければならない。

(受入価額)

第77条 たな卸資産の受入価額は、次に掲げるところによる。

(1) 購入又は製作によって取得したものについては、購入又は製作に要した価額

(2) 前号に掲げるもの以外のたな卸資産については、適正な見積価額

(受入れ)

第78条 下水道事務所の企業出納員は、たな卸資産を受け入れた場合は、入庫伝票を発行し、貯蔵品出納簿に整理しなければならない。

(払出価額)

第79条 たな卸資産の払出価額は、先入先出法によるものとする。

(払出し)

第80条 課長等は、たな卸資産を使用しようとするときは、物品請求伝票により、下水道事務所の企業出納員に請求しなければならない。

2 下水道事務所の企業出納員は、前項の請求があったときは、出庫伝票を発行し、たな卸資産を払い出すとともに、貯蔵品出納簿に整理するものとする。

3 課長等は、前2項の規定によりたな卸資産が払い出されたときは、振替伝票に基づき、支出予算整理簿に整理するものとする。

(払出たな卸資産の戻入れ)

第81条 課長等は、前条の規定により払い出したたな卸資産に残品が生じ、又は不用となった場合は、これを下水道事務所の企業出納員に引き渡さなければならない。

2 第78条の規定は、前項の規定により引渡しを受けたたな卸資産について準用する。

(残材料、撤去品等の処理)

第82条 課長等は、残材料若しくは撤去品が生じたとき、又は流域下水道事業の資産に計上されていない物品を新たに発見したときは、これを再使用できるものと不用となったもの又は使用に堪えなくなったものとに区分し、再使用できる物品については、その品目、数量等を記載した書類を添えて当該物品を下水道事務所の企業出納員に引き渡さなければならない。

2 第77条第2号及び第78条の規定は、前項の再使用できる物品の受入れについて準用する。

(不用品の処分)

第83条 課長等は、たな卸資産のうち不用となったもの又は使用に堪えなくなったものが生じたときは、不用品として整理し、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用に達しないものその他売却することが不相当と認められるものについては、廃棄することができる。

2 第80条の規定は、前項のたな卸資産の払出しについて準用する。

第3節 たな卸

(帳簿残高の確認)

第84条 下水道事務所の企業出納員は、常に貯蔵品出納簿の残高をこれと関係のある他の帳簿と照合し、その正確な額の確認に努めなければならない。

(実地たな卸)

第85条 下水道事務所の企業出納員は、毎事業年度の末日に、実地たな卸を行わなければならない。

2 前項に定める場合のほか、下水道事務所の企業出納員は、たな卸資産が天災その他の事由により滅失した場合その他必要と認められる場合には、随時実地たな卸を行わなければならない。

3 前2項の規定により実地たな卸を行った場合は、下水道事務所の企業出納員は、その結果に基づいてたな卸表を作成しなければならない。

(実地たな卸の立会い)

第86条 下水道事務所の企業出納員は、前条第1項及び第2項の規定により実地たな卸を行う場合は、指定するたな卸資産の受払いに関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(たな卸の修正)

第87条 下水道事務所の企業出納員は、実地たな卸の結果、総勘定元帳の残高がたな卸資産の現在高と一致しないときは、たな卸表に基づき振替伝票を発行し、たな卸増減票に基づき貯蔵品出納簿を修正しなければならない。

第7章 たな卸資産以外の物品

(直購入)

第88条 課長等は、第73条第1項各号に掲げる物品のうち、購入後直ちに使用する予定のもの又は第104条第1項の規定により建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定のものについては、直接当該物品の支出科目により購入することができる。

2 課長等は、前項の規定により購入した物品について、その規格、品質及び数量が契約書その他購入の条件に違反していないかを確認しなければならない。

3 第75条及び第77条の規定は、第1項の規定による物品の購入について準用する。この場合において、「たな卸資産」とあるのは「物品」と、第75条第2項中「たな卸資産購入予算整理簿」とあるのは「支出予算整理簿」と読み替えるものとする。

(物品の管理)

第89条 課長等は、第73条第1項各号に掲げる物品のうち、たな卸資産勘定から払い出されたもの又は前条の規定により直接当該科目の支出として購入されたもの（以下この章においてこれらを「物品」という。）を適正に管理しなければならない。

2 課長等は、物品整理簿（郵便切手類については、郵便切手類出納簿）を備えて物品の数量、使用の状況等を記録し、整理しなければならない。

3 次に掲げる物品については、前項の規定にかかわらず、物品整理簿への記録整理を省略することができる。

(1) 図書以外の物品のうち、1品の取得価額が3万円未満のもの

(2) 1回又は短期間の使用によって変形、消耗又は滅失するもの若しくは比較的破損しやすいもの

(3) 1品の取得価額が1万円未満の図書（加除式のものを除く。）

4 課長等は、前2項の規定により記録整理したものについては、整理票その他の方法で整理番号を付して物品整理簿と符号させなければならない。ただし、整理番号を付することができないもの又は付することが適当でないものについては、この限りでない。

(所属換え)

第90条 課長等は、物品の所属換え（下水道課と下水道事務所の間において、その物品の所属を移すことをいう。以下この条において同じ。）を行う場合は、所属換えを受ける課長等に所属換通知書により通知しなければならない。

(事故報告)

第91条 課長等は、天災その他の事由により物品が亡失し、又は損傷を受けた場合は、速やかにその原因及び状況を調査し、亡失損傷報告書により所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による報告を受けた場合は、直ちに建築都市統括監に報告しなければならない。

(不用品の処分)

第92条 第83条第1項の規定は、物品の処分について準用する。

第8章 固定資産

第1節 通則

(事務の総括)

第93条 下水道課長は、固定資産に関する制度を整え、その事務を統一し、その増減、現在高及び現状を明らかにし、並びに必要な調整を図らなければならない。

2 下水道課長は、必要があると認める場合は、下水道事務所長に対し、固定資産に関する報告を求め、実地調査を行い、又は必要な措置を求めることができる。

(固定資産の範囲)

第94条 固定資産とは、第20条第2項に規定する勘定科目の区分による固定資産をいう。

第2節 取得

(取得前の処理)

第95条 課長等は、固定資産を取得しようとする場合は、当該固定資産について、質権、抵当権、賃借権その他の所有権を制限する権利の有無を調査し、当該権利がある場合は、あらかじめこれを消滅させなければならない。ただし、建築都市統括監が特に認めた場合は、この限りでない。

(取得価額)

第96条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

- (1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額
- (2) 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
- (3) 無償で譲り受けた固定資産又は取得価額の不明なものについては、適正な見積価額

(登記又は登録)

第97条 課長等は、固定資産を取得した場合は、法令の定めるところに従って遅滞なく登記又は登録の手続をとらなければならない。

(購入)

第98条 固定資産を購入しようとする場合における第35条に規定するその他必要事項を記載した文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 購入しようとする固定資産の名称、種類及び数量
- (2) 購入しようとする理由
- (3) 予定価格及び単価
- (4) 固定資産の購入に係る予算科目及び予算額
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

(無償譲受け)

第99条 課長等は、固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書により知事の承認を受けなければならない。

- (1) 譲り受けようとする固定資産の名称、種類及び数量
- (2) 譲り受けようとする理由
- (3) 見積価額
- (4) 相手方の寄附申込書
- (5) その他必要と認められる事項

(工事の施行)

第100条 建設改良工事を施行しようとする場合における第35条に規定するその他必要事項を記載した文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 施行しようとする建設改良工事の名称
- (2) 施行しようとする理由
- (3) 施行しようとする建設改良工事の始期及び終期
- (4) 予定価格
- (5) 建設改良工事の施行に係る予算科目及び予算額
- (6) 施行しようとする建設改良工事の方法及び契約方法
- (7) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、設計書その他当該建設改良工事の内容を明らかにする書類を添えなければならない。

(検収)

第101条 第76条の規定は、固定資産を取得する場合について準用する。

(取得通知)

第102条 課長等は、固定資産を取得した場合は、遅滞なく下水道課長に通知するとともに、関係する資料を送付しなければならない。

2 第95条ただし書の規定により建築都市統括監が特に認めた固定資産の取得については、所有権を制限する権利の名称、数量、消滅させることができない理由等を記載した書類を添えなければならない。

(建設改良工事の精算)

第103条 下水道課長は、建設改良工事が完成した場合は、速やかに工事費の精算を行わなければならない。

い。

- 2 前項の場合において、下水道課長は、あらかじめ定めた基準に従って間接費を配賦し、工事費に合わせて固定資産に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第104条 建設改良工事でその工期が1事業年度を超えるものその他必要と認められるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

- 2 前項の建設改良工事が完成し、事業の用に供する場合は、下水道課長は、速やかに建設仮勘定の精算を行い、振替伝票を発行し、固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

第3節 管理及び処分

(固定資産台帳)

第105条 下水道課長は、固定資産の管理については、固定資産台帳により、固定資産の増減異動その他必要な事項を整理し、常にその現状を明らかにしておかなければならない。

- 2 下水道課長は、固定資産台帳の複本を作成し、課長等に配布しなければならない。

(管理の内容)

第106条 課長等は、管理する固定資産について、特に次に掲げる事項に留意して、当該固定資産を管理しなければならない。

- (1) 使用状況
- (2) 維持保全状況
- (3) 土地の境界標石杭等の状況
- (4) 不法占拠の有無
- (5) 滅失又は荒廃等の予防
- (6) 現況と帳簿、図面等の照合
- (7) 使用許可又は貸付けによる使用状況

- 2 課長等は、固定資産について異動があると認める場合は、速やかに是正の措置を講じなければならない。

(表示)

第107条 課長等は、管理する土地について、境界標石杭等を設置して、管理する土地と隣接する土地の境界を明らかにしなければならない。

- 2 課長等は、管理する工具、器具及び備品について、固定資産表示票を貼付して管理しなければならない。

(実地照合)

第108条 課長等は、固定資産台帳の記載事項と固定資産の現状について実地照合を行い、その結果については、下水道課長に通知しなければならない。

- 2 下水道課長は、前項の通知を受けた場合において、必要と認められるものについては、建築都市統括監に報告しなければならない。

- 3 第106条第2項の規定は、第1項の実地照合について準用する。

(事故報告)

第109条 下水道課長は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、文書により速やかに建築都市統括監に報告しなければならない。

(所属換え)

第110条 下水道課長は、固定資産の所属換え（下水道課と下水道事務所の間において、その固定資産の所属を移すことをいう。以下この条及び第111条において同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により知事の承認を受けなければならない。

- (1) 固定資産の名称、種類及び数量
- (2) 所属換えをする理由
- (3) 帳簿価額
- (4) 相手方の承諾書又は申込書
- (5) その他必要と認められる事項

(用途変更)

第111条 課長等は、固定資産の用途を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により知

事の承認を受けなければならない。

- (1) 変更しようとする固定資産の名称、資産番号、種類及び数量
- (2) 変更しようとする理由
- (3) 変更の時期
- (4) 変更後の用途
- (5) その他必要と認められる事項
(使用許可又は貸付け)

第112条 沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）第28条から第43条までの規定は、固定資産の使用許可又は貸付けについて準用する。

（使用許可及び貸付報告）

第113条 課長等は、毎事業年度経過後、遅滞なく固定資産使用許可一覧表又は固定資産貸付一覧表を作成し、建築都市統括監へ報告しなければならない。

（固定資産使用許可台帳及び固定資産貸付台帳）

第114条 課長等は、固定資産の使用を許可し、又は貸付けをした場合は、固定資産使用許可台帳又は固定資産貸付台帳に記載しなければならない。

（固定資産増減報告）

第115条 下水道課長は、毎事業年度経過後、遅滞なく固定資産増減報告書を作成し、建築都市統括監に報告しなければならない。

（売却等）

第116条 課長等は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書により知事の承認を受けなければならない。

- (1) 固定資産の名称、種類及び数量
- (2) 固定資産の所在地
- (3) 処分する理由
- (4) 帳簿価額
- (5) 売却しようとする場合にあっては、予定価格及び契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

（固定資産の用途廃止）

第117条 課長等は、固定資産の用途を廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により知事の承認を受けなければならない。

- (1) 固定資産の名称、種類及び数量
- (2) 固定資産の所在地
- (3) 用途を廃止する理由
- (4) 帳簿価額
- (5) その他必要と認められる事項
(たな卸資産への引継ぎ)

第118条 課長等は、用途を廃止した固定資産のうち、たな卸資産に振り替えるものについては下水道事務所の企業出納員に速やかに引き継がなければならない。

（売却等に関する報告）

第119条 課長等は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は所属換えた場合は、速やかに当該売却等に関する書類を作成し、建築都市統括監に報告しなければならない。

第4節 減価償却

（減価償却の方法）

第120条 減価償却は、定額法により行い、その整理は、有形固定資産については間接法、無形固定資産については直接法により行うものとする。

（減価償却の開始時期）

第121条 減価償却は、減価償却資産を取得した事業年度の翌年度から行うものとする。ただし、必要がある場合は、有形固定資産の減価償却にあっては使用の当月又は翌月から、無形固定資産の減価償却にあつ

ては取得の当月又は翌月から月数に応じて行うことができる。

(減価償却の特例)

第122条 下水道課長は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後において地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「府令」という。）第15条第3項の規定により帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめその年数について知事の承認を受けなければならない。

2 固定資産のうちリース資産の減価償却については、リース取引開始日から行うものとする。

第9章 リース取引の会計処理

(所有権移転ファイナンス・リース取引)

第123条 課長等は、所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引（府令第1条第14号に規定するファイナンス・リース取引をいう。次条において同じ。）のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められる取引をいう。次項及び次条において同じ。）によってリース物件を取得した場合は、当該取引に関する証拠となるべき書類に基づきリース資産及びリース債務を計上するとともに、振替調書及び振替伝票を発行し、当該書類を添えて企業出納員に送付しなければならない。

2 所有権移転ファイナンス・リース取引において、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、リース資産及びリース債務を計上しないものとする。

- (1) 耐用年数が1年未満のもの
- (2) リース期間が1年以内のもの
- (3) リース料総額（利息相当額を除く。）が10万円未満のもの

(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

第124条 所有権移転外ファイナンス・リース取引（所有権移転ファイナンス・リース取引以外のファイナンス・リース取引をいう。）は、リース資産及びリース債務を計上しないものとする。

第10章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第125条 退職給付引当金の計上は、簡便法（年度末に特別職を含む全職員（年度末退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

第11章 予算

(予算原案の作成)

第126条 課長等は、知事が定める予算編成方針に基づき、その所管に係る予算の要求書及び予算に関する説明書その他必要な書類（次項において「予算の要求書等」という。）を作成し、土木建築部長に提出しなければならない。

2 土木建築部長は、前項の規定により提出された予算の要求書等について、必要な調整を行って予算原案及び予算に関する説明書を作成し、知事の承認を受けなければならない。この場合において、予算の説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

(予算の補正)

第127条 前条の規定は、予算の補正を必要とする場合について準用する。

(予算の執行方針)

第128条 知事は、毎年度、予算が成立したときは、予算の執行に関する基本方針を定め、課長等に通知するものとする。

(予算の執行計画)

第129条 課長等は、予算が成立したときは、当該事業年度の予算執行計画書を作成し、土木建築部長に提出しなければならない。

2 土木建築部長は、前項の予算執行計画書の提出を受けたときは、必要な調整を行い、当該事業年度の予算執行計画書を作成し、知事の承認を受けなければならない。

(支出予算の配当)

第130条 知事は、前条の予算執行計画書に基づき、支出予算を各四半期の始まる日に課長等に対して予算配当通知書により配当を行うものとする。ただし、必要があると認めるものについては、臨時に配当することができる。

2 補正予算の配当については、当該補正予算が成立した日に行うものとする。

(予算の執行)

第131条 課長等は、収入予算については適正な収入の確保を図るように努め、配当された支出予算については予算執行計画及び資金計画を勘案し、適正かつ効率的に執行しなければならない。

(予算の流用)

第132条 土木建築部長は、予算執行において流用の必要がある場合は、予算流用計算書により知事の承認を受けなければならない。

(予備費の充用)

第133条 課長等は、予備費の充用を必要とするときは、予備費充用申請書を作成し、土木建築部長に提出しなければならない。

2 土木建築部長は、前項の規定による予備費の充用申請があったときは、必要な調整を行い、知事の承認を得て予備費の充用額を決定し、課長等に通知しなければならない。

3 前項の通知があったときは、その充用決定された経費については、第130条第1項の規定による支出予算の配当があったものとみなす。

(予算超過の支出)

第134条 土木建築部長は、法第24条第3項の規定により、予算に定める金額を超えて支出する必要がある場合は、予算超過支出計算書により、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、政令第18条第5項ただし書の規定により、現金の支出を伴わない経費について、予算に定める金額を超えて支出する必要がある場合について準用する。

(予算の繰越し)

第135条 土木建築部長は、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合においては、繰越計算書（継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書）を作成して5月20日までに知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に通次繰り越して使用する場合について準用する。

第12章 決算

(決算の調製)

第136条 流域下水道事業の決算の調製に関する事務は、出納管理監が行う。

(決算の整理)

第137条 毎事業年度経過後速やかに、下水道課長は第1号から第5号までに掲げる事項について、下水道事務所長は第6号に掲げる事項について、課長等は第7号から第9号までに掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 固定資産（リース資産を除く。）の減価償却
- (2) 繰延収益の償却
- (3) 未払費用、前払費用等の経過勘定に関する整理
- (4) 消費税及び地方消費税納税計算に関する整理
- (5) 賞与引当金、法定福利費引当金、退職給付引当金及び修繕引当金の計上
- (6) 実地たな卸に基づくたな卸資産の修正
- (7) リース資産の減価償却
- (8) 貸倒引当金の計上
- (9) 一年基準に基づく投資有価証券、企業債、リース債務等の整理

2 課長等は、前項各号に掲げる事項について決算整理を行う場合は、その取引に関する証拠となるべき書類に基づき振替調書及び振替伝票を発行し、当該書類を添えて企業出納員に送付しなければならない。

(帳簿の締切)

第138条 出納管理監は、前条第1項の規定により課長等が決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切を行うものとする。

(決算報告書等の作成)

第139条 出納管理監は、毎事業年度5月末日までに次に掲げる書類を作成し、証書類を添えて知事の承認を受けなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フ

ロー計算書と同じ方法によるものとする。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業債明細書
- (11) その他必要な書類

第13章 雑則

(計理状況の報告)

第140条 出納管理監は、毎月末日をもって月次試算表及び計理状況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌月20日までに知事の承認を受けなければならない。

(亡失又は損傷の届出)

第141条 法令の規定により、又は上司の命令を受けて現金、有価証券、物品若しくは占有動産の保管の責任を有する者又は物品を使用している者がその保管に属する現金、有価証券、物品若しくは占有動産又は使用に係る物品を亡失又は損傷したときは、速やかに亡失損傷報告書を課長等に提出しなければならない。

2 課長等は、前項の亡失損傷報告書の提出を受けたときは、当該報告書に対する意見を付し、遅滞なく建築都市統括監に提出しなければならない。

(賠償責任を有する補助職員の指定)

第142条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第1項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 支出負担行為又は支出若しくは支払について、専決又は代決の権限を有する者
- (2) 地方自治法第234条の2第1項の監督又は検査の補助を命ぜられた者

(伝票等の様式)

第143条 この規則で用いる伝票等の様式は、建築都市統括監が別に定める。

(この規則に定める事項以外の取扱い)

第144条 この規則に定めるものを除くほか、流域下水道事業に係る会計その他財務に関する事務の取扱いについては、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年沖縄県規則第83号）の例による。

(その他必要な事項)

第145条 前条に定めるもののほか、流域下水道事業の財務に関して必要な事項は、建築都市統括監が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の事業年度から適用する。

別表第1（第3条関係）

下水道課の支出予算の専決区分

区分	予算執行伺				支出負担行為				支出命令	
	決裁	専決			専決				専決	
	知事	土木建築部長	建築都市統括監	下水道課長	土木建築部長	建築都市統括監	下水道課長	業務班長	下水道課長	業務班長
1 第40条の規定に基づき予算執行伺を省略できる経費	予算執行伺を省略（予算執行伺を行う場合は下水道課長専決）								○	○

2	修繕費 路面復旧費 固定資産除却費 (現金支出) 工事請負費	5億円 以上	3億円 以上5億 円未 満	5,000 万円以 上3億 円未 満	5,000 万円未 満	3億円 以上	5,000 万円以 上3億 円未 満	5,000 万円未 満		○	
3	用地及び補償費 (用地費) 固定資産購入費	7,000 万円以 上		1,000 万円以 上7,00 0万円 未 満	1,000 万円未 満	7,000 万円以 上	1,000 万円以 上7,00 0万円 未 満	1,000 万円未 満		○	
4	補償金	賠償金		賠償金 以外で 500万 円以上	賠償金 以外で 500万 円未 満	賠償金	賠償金 以外で 500万 円以上	賠償金 以外で 500万 円未 満		○	
5	投資 出資金	1,000 万円以 上		100万 円以上 1,000 万円未 満	100万 円未 満	1,000 万円以 上	100万 円以上 1,000 万円未 満	100万 円未 満		○	
6	委託料 調査費 負担金 交付金 用地及び補償費 (補償費) 他会計長期貸付金			500万 円以上	500万 円未 満		500万 円以上	500万 円未 満		○	
7	特別損失			○			○			○	
8	上記以外				○				○		○

別表第2 (第20条関係)

勘定科目表

1 収益勘定

款	項	目	節	説明
流域下水道事業収益	営業収益	維持管理負担金 再生水利用負担金 受託事業収益 その他の営業収益		主たる営業活動から生ずる収益 下水道法(昭和33年法律第79号)に基づき関係市町村が負担する負担金 再生水利用に係る負担金 排水装置の新設又は修繕等の工事又は汚泥処理受託による収益
	営業外収益	受取利息及び配当金	材料売却収益 手数料 雑収益	排水装置の新設又は修繕等に使用する材料等の販売代金 証明手数料、材料検査手数料等 上記以外の営業収益 金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
			預金利息 貸付金利息 有価証券利息	

		<p>他会計補助金</p> <p>補助金</p> <p>長期前受金戻入</p> <p>雑収益</p> <p>固定資産売却益</p> <p>長期前受金戻入</p> <p>過年度損益修正益</p> <p>その他特別利益</p>	<p>配当金</p> <p>利子繰入収益</p> <p>資本費繰入収益</p> <p>その他繰入収益</p> <p>受贈財産評価額戻入</p> <p>国庫補助金戻入</p> <p>他会計補助金戻入</p> <p>建設負担金戻入</p> <p>その他長期前受金戻入</p> <p>賃貸料</p> <p>有価証券売却収益</p> <p>不用品売却収益</p> <p>その他雑収益</p> <p>節は営業収益の長期前受金の節の例による</p>	<p>収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの</p> <p>国又は他の地方公共団体から営業費補助の目的で交付された補助金</p> <p>府令第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの</p> <p>当年度の経常的収益から除外すべき利益</p> <p>固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額</p> <p>府令第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち特別利益として整理するもの</p> <p>前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの</p>
--	--	---	--	---

2 費用勘定

款	項	目	節	説明
流域下水道事業費用	営業費用	管渠費	<p>給料手当</p> <p>賞与引当金繰入額</p> <p>報酬</p> <p>法定福利費</p> <p>法定福利費引当金繰入額</p> <p>旅費</p> <p>被服費</p>	<p>主たる営業活動から生ずる費用</p> <p>管路の維持管理に要する費用</p> <p>職員の本給</p> <p>職員の扶養、暫定、期末、超過勤務及び特殊勤務等の諸手当</p> <p>賞与引当金として計上するための繰入額</p> <p>会計年度任用職員の報酬</p> <p>事業主負担健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料、労務災害補償費、共済組合費等法令に基づく福利費</p> <p>法定福利費引当金として計上するための繰入額</p> <p>沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）に基づき職員等に支給する旅費</p> <p>沖縄県職員の被服等貸与規程（昭和48年沖縄県訓令第4号）に基づき職員に貸与する被服の購入費</p>

			備用品費	事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具及び備品費
			燃料費	自動車燃料費等
			光熱水費	電気料金、ガス料金等
			印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費並びに写真現像料
			食糧費	
			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等
			手数料	
			広告料	
			委託料	
			賃借料	借地、借家その他借上料
			修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
			特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
			路面復旧費	管路の修理等による道路の修復費
			動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費等
			材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
			補償金	補償金、賠償金、見舞金等
			負担金	会議負担金等
			保険料	事業用財産に対する損害保険料
			公課費	車両重量税等の公課費
			雑費	
		ポンプ場費		ポンプ場の維持管理及び処理作業に要する費用
			薬品費	下水処理及び下水汚泥処理に要する薬品費
			その他の節は管渠費の節の例による	
		処理場費		処理場の維持管理及び処理作業に要する費用
			節はポンプ場費の節の例による	
		受託事業費		排水装置の新設、修繕等の工事又は汚泥処理受託に要する費用
			工事請負費	
			用地及び補償費	
			その他の節はポンプ場費の節の例による	
		再生水事業費		下水の再利用に要する費用
			節はポンプ場費の節の例による	
		総係費		事業活動の全般に関連する費用並びに料金の調定及び集金その他の業務に要する費用
			退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額
			報償費	報償金、賞賜金、奨励金等
			交際費	
			諸謝金	講師等に対する謝礼金
			研修費	職員の研修に要する費用
			厚生費	医務、衛生、保健、文化、体育、慰安等に要する費用
			交付金	国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に基づき所在市町村に交付する交付金

			貸倒引当金繰入額 雑費 その他の節は管渠費の節の例による	貸倒引当金として計上するための繰入額
		減価償却費	有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費	
		資産減耗費	固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
		その他営業費用	たな卸資産減耗費 材料売却原価 雑支出	たな卸資産の毀損、変質又は滅失による除却費及び低価法による評価損 金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
	営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息 借入金利息	企業債に対する利息 他会計借入金、一時借入金等に対する利息
		雑支出	企業債手数料及び取扱費	元利償還の都度支払う手数料及び取扱費
	特別損失	固定資産売却損	不用品売却原価 その他雑支出	売却した不用品原価
		減損損失		当年度の経常的費用から除外すべき損失 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額 事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
		災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失		災害による巨額の臨時損失 前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの

3 資産勘定

款	項	目	節	説明
固定資産	有形固定資産	土地	事務所用地 施設用地 その他土地	土地、建物、構築物、機械、器具及び備品等（耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する資産、例えば遊休施設、未稼働設備を含む。） 土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係あるものを除く。）及び測量費等の合計額 本庁舎用地等専ら事務所のために用いる土地 処理場用地等施設のために用いる土地（施設に附属する事務所の用地を含む。）
		建物		事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他経営附属用建物、建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備、買収

			事務所用建物 施設用建物 その他建物	建物を使用するために要した模様替え、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。 本庁舎、営業所等専ら事務所の用に供されている建物 作業施設の用に供されている建物
		建物減価償却累計額		
		構築物	事務所用建物減価償却累計額 施設用建物減価償却累計額 その他建物減価償却累計額	
		構築物減価償却累計額	管路施設 ポンプ場施設 処理場施設 その他構築物	管渠、マンホール、沈砂池、水処理施設等土地に定着する土木施設又は工作物 管渠、マンホール等の施設 下水をポンプにより揚水又は圧送するための施設 下水処理のための施設
		機械及び装置	管路施設減価償却累計額 ポンプ場施設減価償却累計額 処理場施設減価償却累計額 その他構築物減価償却累計額	
		機械及び装置減価償却累計額	処理場機械設備 処理場電気設備 ポンプ場機械設備 ポンプ場電気設備 その他機械装置	電気設備、ポンプ設備、下水処理作業に要する機械等の設備その他機械及び装置 処理場施設の機械設備 処理場施設の電気設備 ポンプ場施設の機械設備 ポンプ場施設の電気設備
		車両運搬具		自動車、その他の陸上運搬具
		船舶		
		工具、器具及び備品	処理場機械設備減価償却累計額 処理場電気設備減価償却累計額 ポンプ場機械設備減価償却累計額 ポンプ場電気設備減価償却累計額 その他機械装置減価償却累計額	機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話設備、金庫、タイプライター、机等の備品で耐用年数1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの

		工具、器具及び備品減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 建設仮勘定 その他有形固定資産 その他有形固定資産減価償却累計額			有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係る所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース資産 有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。） 上記以外の有形固定資産
		無形固定資産			借地権 地上権 特許権 施設利用権 電話加入権 リース資産
		投資有価証券 出資金 長期貸付金 貸倒引当金 破産更生債権等 貸倒引当金 長期前払消費税 その他投資 その他投資減価償却累計額			金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有するもの（会計年度の終了した日から起算して1年以内に期限の到来するものを除く。） 貸付金で返還期日が会計年度の終了した日から起算して1年以上のもの 他会計に対する長期貸付金以外のもの 他会計への長期貸付金 長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権 破産更生債権等の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 納税計算に当たって控除できなかった資産に係る仮払消費税及び地方消費税
		投資その他の資産 現金・預金 現金 預金			一般貸付金 他会計貸付金 普通預金 通知預金 定期預金 外貨預金
流動資産					

	未収金	営業未収金	未収維持管理負担金 未収再生水利用負担金 未収受託事業収益 その他営業未収金	維持管理負担金の未収入額 再生水利用負担金の未収入額 受託事業収益の未収入額 材料売却収益、手数料等の未収入額
		営業外未収金	未収受取利息 未収消費税還付金 未収補助金 その他営業外未収金	預金、貸付金利息等の未収入額 消費税の納付計算の結果還付が予定される消費税額 他会計補助金等の未収入額 不用品売却代金、賃貸料等の未収入額
	貸倒引当金	その他未収金		固定資産売却代金等上記以外の未収入額 未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	有価証券			一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提供されたもので短期間に返却されるものを除く。）又は会計年度の終了した日から起算して1年以内に期限が到来する有価証券
	貯蔵品			いまだ使用に供されていない材料並びに耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び備品（固定資産の建設改良に使用するため取得されたもので建設仮勘定に属するものを除く。）
		材料 消耗工具、器具及び備品 消耗品 その他貯蔵品		金属材料、木材、燃料、薬品等 耐用年数1年未満、又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び備品 包装材料その他事務用品等 廢材、用途廢止の機械、器具等上記以外の貯蔵品
	短期貸付金			返済期日が会計年度の終了した日から起算して1年以内のもの 他会計以外に対する貸付金 他会計に対する短期貸付金
	貸倒引当金	一般短期貸付金 他会計貸付金		短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	前払費用			一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されない役務に対して支払われた対価で会計年度の終了した日から起算して1年以内に費用となるもの
		未経過保険料 前払賃借料 その他前払費用		
	前払金	前払消費税 その他前払金		年度途中において中間納付される消費税額
	その他流動資産		資金前渡 概算払 前金払	政令第21条の5の規定により支出する額 政令第21条の6の規定により支出する額 政令第21条の7の規定により支出する額
		保管有価証券		差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間に返却する見込みのあるもの
		仮払消費税及び地方消費税立替金		課税仕入れに係る消費税額
		その他雑流動資産		一時的に金銭を立て替えるために支出する額 上記以外の流動資産

		産		
4 資本勘定				
款	項	目	節	説明
資本金	資本金	固有資本金		企業開始の時（法適用の時）における資産の総額から建設又は改良に要する資金に当てるために発行した企業債、負債、基金（法適用以前から存在していたもので、法適用後も特に当該名称で維持し、積み立て、又は運用しようとするもの）の合計額を控除した額
剰余金	資本剰余金	出資金 組入資本金		他会計からの出資金の額 剰余金から資本金に組み入れた額
		受贈財産評価額		償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
		寄附金		償却資産以外の固定資産の建設又は改良に充てた寄附金
		国庫補助金		償却資産以外の固定資産の建設又は改良工事に充てた国庫補助金
		他会計補助金		償却資産以外の固定資産の建設又は改良工事に充てた他会計補助金
		建設負担金		償却資産以外の固定資産の建設又は改良工事に充てた建設負担金
	利益剰余金	その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金
		減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 その他積立金		企業債の償還に充てるため積み立てた額 欠損金をうめるために積み立てた額 建設又は改良のために積み立てた額
		当年度未処分利益剰余金（又は当年度未処理欠損金）		当年度末における繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額に当年度の純利益（又は純損失）の金額を加減した額
		繰越利益剰余金 年度末残高（繰越欠損金年度末残高）		前年度未処分利益剰余金（又は前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分額（又は前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額
		当年度純利益 （当年度純損失）		当年度の損益取引の結果発生した純利益（又は純損失）
		その他未処分利益剰余金変動額		当年度の損益取引以外の結果発生した未処分利益剰余金の額
5 負債勘定				
款	項	目	節	説明
固定負債	企業債	建設改良費等の 財源に充てるための企業債		建設改良費等（地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）
		その他の企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到

流動負債	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金	来するものを除く。)	
	リース債務		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。） 建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。） 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）	
	引当金	退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金	将来生ずることが予想される職員に対する多額の退職手当の支払に当てるための引当額 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金	
	その他固定負債		上記以外の固定負債	
	一時借入金	他会計一時借入金 企業債前借金 その他一時借入金		
	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債	1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債 1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債	
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金 1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金	
	リース債務		1年以内に支払期限の到来する所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債務	
	未払金	営業未払金 営業外未払金 その他未払金	特定の契約等により既に確定している短期的債務でまだその支払が終わらないもの（未払費用に属するものを除く。） 営業活動に係る通常取引に基づき発生した営業費用の未払額	
	未払費用	未払賃借料 未払利息 その他未払費用	消費税の納税計算の結果納税が予定される消費税額 営業外費用（未払消費税を除く。）の未払額 固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払金 未払賃借料、未払利息等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供を受けた役務の対価の未払額	
	前受金	営業前受金	契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの 前受維持管理負担金、前受再生水利用負	
			未払消費税 その他営業外未払金	

繰延収益	前受収益	営業外前受金 その他前受金		担金等主たる営業活動に係る収益の前受額 その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額 固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額 前受利息、前受賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の前受額
	引当金	賞与引当金 法定福利費引当金 修繕引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積り計上する引当金 翌事業年度に支払う賞与に伴う法定福利費のうち、当年度負担相当額を見積り計上する引当金 所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
繰延収益	その他流動負債	その他引当金 預り金	預り保証金 預り諸税 その他預り金	入札保証金及び契約保証金 源泉徴収所得税、住民税等 共済組合掛金、各種保険料等上記以外の預り金 課税売上げに係る消費税額
	長期前受金	預り有価証券 仮受消費税及び地方消費税 その他雑流動負債		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入を行った場合におけるその繰入額
		受贈財産評価額 受贈財産評価額 収益化累計額 国庫補助金 国庫補助金収益化累計額 他会計補助金 他会計補助金収益化累計額 建設負担金 建設負担金収益化累計額 その他長期前受金 その他長期前受金収益化累計額		

別表第3 (第36条関係)

支出負担行為の整理区分

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	説明	支払伝票に証拠書類として添付する主な書類
1 給料	支出命令の	当該給与期	給与支払簿、支出内		給与支払簿、支出内訳

	手当 法定福利費 報酬	とき	間分	訳簿、勤務明細書、 雇用通知書		簿、勤務明細書、雇用通知書
2	退職給付費	支出命令のとき	支出する額	履歴書、計算内訳書、給与支払簿		履歴書、計算内訳書、給与支払簿
3	報償費	支出命令のとき	支出する額	給与支払簿		給与支払簿
4	旅費	支出命令のとき	支出する額	旅行命令簿、請求書、証明書		請求書、証明書
5	被服費 備用品費 印刷製本費	契約を締結するとき (支出命令のとき)	契約金額 (支出する額)	見積書、入札書、入札結果調書、予定価格調書、契約書案、請書案、物品購入要求書(請求書)	契約書を省略する場合又は単価契約にあっては、括弧書によることができる。	見積書、入札結果調書、契約書、請書、物品購入要求書、検収調書(請求書の余白に表しかえることができる。)、請求書
6	交際費 燃料費 光熱水費 食糧費 通信運搬費 動力費	支出命令のとき	支出する額	請求書、支出内訳(明細)書		請求書、支出内訳(明細)書
7	手数料 広告料 保険料 雑費 委託料 賃借料 調査費	契約を締結するとき (支出命令のとき)	契約金額 (支出する額)	見積書、入札書、入札結果調書、予定価格調書、契約書案、請書案(請求書)	契約書を省略する場合又は単価契約にあっては、括弧書によることができる。	見積書、入札結果調書、契約書、請書、検査調書(請求書の余白に表しかえることができる。)、請求書
8	修繕費 路面復旧費 工事請負費 固定資産除却費	契約を締結するとき (支出命令のとき)	契約金額 (支出する額)	設計書、見積書、入札書、入札結果調書、指名人調書、予定価格調書、契約書案、請書案、仕様書(請求書)	契約書を省略する場合にあっては、括弧書によることができる。	① 前金払のとき 見積書、入札結果調書、契約書(写し)、請書(写し)、前金払請求書、保証証書 ② 部分払のとき 部分払請求書、検査調書(前金払を省略する場合は、前金払のときに必要な書類) ③ 完成払のとき 請求書、検査調書、工事目的引渡書、請書、契約書(前金払及び部分払を省略する場合は、前金払のときに必要な書類)
9	用地及び補償費	契約を締結するとき	契約金額	予定価格調書、登記簿謄本、図面、不動産鑑定評価書、契約書案、請書案		予定価格調書(写し)、登記簿謄本、図面不動産鑑定評価書、所有権移転登記済証、検収調書、契約書(写し)、請求書(前金払のときは、前金払請求書及び嘱託登記に必要な書類)
10	薬品費 材料費	契約を締結するとき (支出命令のとき)	契約金額 (支出する額)	見積書、入札書、入札結果調書、予定価格調書、物品購入要	契約書を省略する場合又は単価契	見積書、入札結果調書、契約書、請書、検収調書(請求書の余白に表しか

	のとき)		求書、契約書案、請求書案（請求書）	約にあつては、括弧書によることができる。	えることができる。）、請求書
11 補償金	契約を締結するとき（支出命令のとき）	契約金額（支出する額）	承諾書、契約書案、請求書案、証明証その他内容を明らかにする書類（請求書）	契約書を省略する場合には、括弧書によることができる。	承諾書、契約書、請書、証明証その他内容を明らかにする書類、検収調書（請求書の余白に表しかえることができる。）、請求書
12 諸謝金 研修費 厚生費 会費負担金 公課費	支出命令のとき	支出する額	請求書その他支出決定の起因となる書類		請求書その他支出決定の起因となる書類
13 交付金	支出命令のとき	支出する額	交付請求書、納入告知書		交付請求書、納入告知書
14 負担金 企業債利息 借入金利息	支出命令のとき	支出する額	納入告知書又は請求書、内訳明細書その他支出決定の起因となる書類		納入告知書又は請求書、内訳明細書その他支出決定の起因となる書類

備考

- 1 支出負担行為の確認を受けようとするときは、必要に応じて次に定める書類を提示するものとする。
 - (1) 「支出負担行為に必要な主な書類」欄に掲げる書類（確認のために必要としないものについては、この限りでない。）
 - (2) 国又は県からの関係書類
 - (3) 法令（条例、規則、要綱、要領等を含む。）関係書類
 - (4) 予算執行の伺いを要するものについては、その伺書類
- 2 支払伝票には、「支払伝票に証拠書類として添付する主な書類」欄に掲げるもののほか次に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 支出負担行為決議書
 - (2) 委任状、債権差し押さえに関する書類その他これに類する書類
 - (3) 納品書（1件3万円以上の物品の購入に限る。）
- 3 継続費又は債務負担行為に基づく支出負担行為済のもの、支出予算に基づく支出負担行為として整理する時期は、当該支出予算に係る会計年度の初日とし、その支出負担行為の内容を示す書類には、継続費又は債務負担行為に基づく支出負担行為済である旨の表示をするものとする。

別表第4（第36条関係）

支出負担行為の整理区分

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	説明	支払伝票に証拠書類として添付する主な書類
1 資金前渡	資金前渡の振替をするとき	資金前渡の振替をする額	資金前渡精算書、領収書その他資金前渡の起因となる関係書類		資金前渡請求書、内訳書その他資金前渡の起因となる関係書類
2 繰越（契約繰越をしたものに限る。）	繰越した年度の4月1日	繰り越した額	当該事業の当初支出負担行為に添付した書類及び繰越しによる変更契約書案のほか繰越しを明らかにした関係書類		当該事業に係る別表第3による支払伝票に必要な書類

3 条例で定める長期継続契約（単価契約に該当するものは除く。）	契約締結のとき（契約締結年度に支出を伴う場合に限る。）及び各会計年度の初日（契約締結年度の翌年度以降に限る。）	各会計年度の支出予算額の範囲内における契約額	当該契約に係る別表第3による支出負担行為に必要な書類	当該契約に係る別表第3による払伝票に必要な書類
4 債務負担行為	債務負担行為をするとき	債務負担行為の額	当該事業に係る別表第3による支出負担行為に必要な書類	当該事業に係る別表第3による支払伝票に必要な書類
5 過誤払金返納金の戻入	戻入するとき	戻入を要する額	計算書その他戻入の起因を明らかにした関係書類	計算書その他戻入の起因を明らかにした関係書類
6 年度又は科目更正	年度又は科目更正しようとするとき	更正を要する額	内訳書その他内訳を明らかにする書類	内訳書の他内容を明らかにする書類

備考

- 1 支出負担行為の確認を受けようとするときは、必要に応じて次に定める書類を提示するものとする。
 - (1) 「支出負担行為に必要な主な書類」欄に掲げる書類（確認のために必要としないものについては、この限りでない。）
 - (2) 国又は県からの関係書類
 - (3) 法令（条例、規則、要綱、要領等を含む。）関係書類
 - (4) 予算執行の伺いを要するものについては、その伺書類
- 2 支払伝票には、「支払伝票に証拠書類として添付する主な書類」欄に掲げるもののほか次に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 支出負担行為決議書
 - (2) 委任状、債権差し押さえに関する書類その他これに類する書類
 - (3) 納品書（1件3万円以上の物品の購入に限る。）
- 3 継続費又は債務負担行為に基づく支出負担行為済のもの、支出予算に基づく支出負担行為として整理する時期は、当該支出予算に係る会計年度の初日とし、その支出負担行為の内容を示す書類には、継続費又は債務負担行為に基づく支出負担行為済である旨の表示をするものとする。
- 4 繰り越した経費のうち、支出負担行為未済のものについては、支出負担行為として整理する時期及び範囲は別表第3に定める区分によるものとする。

別表第5（第47条関係）

資金前渡職員

経費の区分	資金前渡職員
外国において支払をする経費 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費 船舶に属する経費 報酬 諸払戻金及びこれに係る還付加算金 報償金その他これに類する経費 官公署に対して支払う経費 事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする事務費 非常災害のため即時支払を必要とする経費	当該経費について直接支払する職員

電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費 郵便切手類の購入及び交通機関による輸送に要する経費で即時支払を必要とするもの 自動車駐車料、道路使用料及び自動車重量税 独立行政法人に支払う経費 債務の弁済を目的とするため供託をする経費 講習会、協議会その他これに類する会合において、直接現金で支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる経費 即時支払をしなければ購入又は借入れをしがたい経費 交通事故に係る損害賠償金 株式会社ゆうちょ銀行に支払う経費 保険料	
給与その他の給付及び児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当（ただし、報酬を除く。） 社会保険料	業務班長又は庶務班長
企業債の元利償還金 交際費	業務班長

告 示

沖縄県告示第187号

はぶ抗毒素支給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

はぶ抗毒素支給規程の一部を改正する告示

はぶ抗毒素支給規程（昭和47年沖縄県告示第105号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第10条関係）

はぶ咬症患者取扱報告書

（ 月分）

保健医療部長

保健所長 殿

住所

機関名又は開設者名

はぶ咬症患者情報					使用した はぶ抗毒 素量	咬まれた時の状況				
住所	年齢	性別	咬まれた 部位	治療経過		咬まれた 日時	咬まれた 市町村	咬まれた 場所	咬まれた 時の動向	へびの 種類

(注意) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
第6号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県告示第188号

平成28年沖縄県告示第229号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

変更前

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
知念加入区	知念漁業協同組合地区	1 主としてひき縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業） 2 主として刺し網漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業） 3 主としてソデイカ旗流し漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業） 4 小型定置漁業 5 1から4までに掲げる漁業以外の漁業

変更後

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
知念加入区	知念漁業協同組合地区	1 主として刺し網漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業） 2 主としてソデイカ旗流し漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業） 3 小型定置漁業 4 主としてまぐろ一本釣漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業） 5 主としてまぐろはえ縄漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろはえ縄漁業） 6 潜水器漁業 7 1から6までに掲げる漁業以外の漁業

沖縄県告示第189号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、令和2年3月31日から同年4月21日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県北部農林水産振興センター、沖縄県土木建築部海岸防災課、沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 出願書受理年月日 令和2年3月3日

2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

イ 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕

(2) 埋立区域

ア 位置 名護市字汀間西原242番2から同市字汀間村167番2までの土地に接する里道に接する無地番地の地先公有水面

イ 区域

(ア) A区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点(英26)大浦(北緯26度33分02秒8573、東経128度02分45秒6154)から90度01分24秒1,214.210メートルの地点

②の地点 ①の地点から104度20分25秒11.248メートルの地点

③の地点 ②の地点から93度26分36秒11.255メートルの地点

④の地点 ③の地点から88度56分44秒11.194メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から82度11分41秒11.148メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から279度02分58秒11.177メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から265度15分44秒11.018メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から274度51分13秒11.015メートルの地点

(イ) B区域 次の各地点を順次に結んだ線及び⑤の地点と⑳㉟の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑤の地点 ④の地点から82度11分41秒11.148メートルの地点

⑨の地点 ⑤の地点から82度11分52秒11.049メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から75度37分16秒11.030メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から71度07分58秒10.984メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から66度43分01秒10.952メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から62度20分11秒10.916メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から50度06分05秒10.966メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から65度27分06秒10.141メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から56度49分41秒10.001メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から56度49分29秒10.000メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から56度49分35秒10.002メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から56度48分43秒10.000メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から56度49分18秒9.999メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から56度49分29秒10.00メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から56度48分49秒9.999メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から57度27分02秒9.780メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から59度18分29秒9.757メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から268度36分50秒11.326メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から238度18分18秒9.903メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から237度27分32秒10.000メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から236度26分53秒10.000メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から237度26分29秒10.001メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から236度13分15秒10.000メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から237度04分27秒10.003メートルの地点

㉜の地点 ㉛の地点から237度05分25秒10.000メートルの地点

㉝の地点 ㉜の地点から236度43分00秒10.000メートルの地点

㉞の地点 ㉝の地点から236度49分04秒10.013メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から237度55分31秒10.410メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から240度07分49秒10.473メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から232度41分13秒11.043メートルの地点

- ㉞の地点 ㉟の地点から250度01分17秒10.777メートルの地点
- ㊱の地点 ㊲の地点から254度11分25秒10.846メートルの地点
- (ウ) C区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㉜の地点と㉝の地点を結んだ線により囲まれた区域
- ㉜の地点 ㉝の地点から59度18分29秒9.757メートルの地点
- ㉞の地点 ㉞の地点から59度18分54秒9.766メートルの地点
- ㉟の地点 ㉟の地点から61度10分42秒9.768メートルの地点
- ㊱の地点 ㊱の地点から62度09分04秒5.369メートルの地点
- ㊲の地点 ㊲の地点から62度25分35秒2.770メートルの地点
- ㊳の地点 ㊳の地点から332度26分06秒5.459メートルの地点
- ㊴の地点 ㊴の地点から242度26分01秒2.764メートルの地点
- ㊵の地点 ㊵の地点から240度45分07秒5.436メートルの地点
- ㊶の地点 ㊶の地点から244度12分22秒9.903メートルの地点

ウ 面積 987.28平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

- ア 位置 名護市字汀間西原242番2、242番3、245番2、245番1に接する水路、同市字汀間村167番2及び同市字汀間西原242番2から同市字汀間村167番2までの土地に接する里道の地内並びに同市字汀間西原242番2から同市字汀間村167番2までの土地に接する里道に接する無地番地の地先公有水面
- イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㊱の地点と㊲の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㊱の地点 四等三角点(英26)大浦(北緯26度33分02秒8573、東経128度02分45秒6154)から90度43分12秒1,200.254メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から96度00分27秒41.115メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から83度36分08秒31.589メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から73度26分48秒24.577メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から62度23分51秒36.086メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から56度49分19秒79.833メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から59度49分16秒55.896メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から332度25分49秒33.034メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から239度49分17秒58.264メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から236度49分17秒79.090メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から242度23分56秒31.288メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から253度26分48秒18.452メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から263度36分05秒25.070メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から276度00分29秒32.694メートルの地点

ウ 面積 8,479.87平方メートル

(4) 埋立地の用途 護岸用地

- 3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課又は沖縄県土木建築部海岸防災課に提出すること。

沖縄県告示第190号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 令和2年3月16日 沖縄県指令農第244号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕
- 3 埋立区域

(1) 位置 糸満市西崎町一丁目4番11及び同市西崎一丁目4番1、11番5、11番4、12番15に接する無地番地並びに同市西崎一丁目12番15の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点のうち①の地点と②の地点とを結ぶ平成28年9月30日付け沖縄県指令農第2880号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L+2.39メートルにより決定)、②の地点から⑦の地点までを順次に結ぶ平成18年の秋分の満潮位(D.L+2.39メートル)における公有水面と既設護岸との境界線、⑦の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と㉑の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点源4翁長(北緯26度09分06秒8979、東経127度40分07秒2959)から187度39分02秒2,053.250メートルの地点

②の地点 ①の地点から339度44分01秒15.021メートルの地点

③の地点 ②の地点から249度54分58秒16.209メートルの地点

④の地点 ③の地点から249度51分36秒34.457メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から249度49分26秒5.703メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から160度25分44秒0.558メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から249度54分57秒134.962メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から104度43分59秒0.279メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から103度27分21秒0.503メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から99度52分32秒0.501メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から96度24分12秒0.502メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から92度37分43秒0.502メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から90度13分40秒0.503メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から86度48分04秒0.502メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から167度10分35秒1.054メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から112度44分25秒1.575メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から92度10分06秒2.194メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から75度22分22秒29.434メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から345度24分18秒2.139メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から75度51分40秒2.575メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から346度25分01秒0.153メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から76度27分40秒2.627メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から76度25分15秒11.398メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から75度51分05秒9.638メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から120度09分32秒10.010メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から76度02分45秒14.070メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から345度29分55秒6.993メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から76度03分51秒26.171メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から75度01分26秒11.207メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から72度51分38秒11.218メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から70度44分43秒11.205メートルの地点

(3) 面積 2,167.20平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成19年7月9日 沖縄県指令農第569号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 糸満市

沖縄県告示第191号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 令和2年3月23日 沖縄県指令農第246号

- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 うるま市勝連平敷屋4183番10及び4217番3の地先公有水面
 - (2) 区域 次の各地点のうち①の地点から⑭の地点までを順次に結んだうるま市勝連平敷屋4183番10の境界線と、④の地点から⑩の地点までを順次に結んだ平成27年の春分の満潮位（D.L+2.24メートル）における公有水面と、⑪の地点から⑬の地点までを順次に結んだうるま市勝連平敷屋4217番3の境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点赤3浜屋（北緯26度18分29秒4503、東経127度54分59秒1898）から55度09分59秒557.61メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から74度23分34秒120.92メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から73度46分39秒6.22メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から66度55分38秒19.79メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から347度46分15秒0.48メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から335度40分19秒14.15メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から331度42分18秒33.66メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から254度23分21秒55.09メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から248度41分50秒10.05メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から254度23分24秒82.00メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から126度26分43秒0.76メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から134度23分29秒1.53メートルの地点
 - ⑬の地点 ⑫の地点から142度22分52秒1.53メートルの地点
 - ⑭の地点 ⑬の地点から151度16分23秒1.53メートルの地点
 - (3) 面積 7,229.91平方メートル
- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成27年12月3日 沖縄県指令農第4043号
- 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 うるま市

沖縄県告示第192号

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の一部を改正する告示

沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程（平成元年沖縄県告示第602号）の一部を次のように改正する。
第9条中「の申請」を「の請求」に、「産業振興基金事業補助金概算払申請書」を「産業振興基金事業補助金概算払請求書」に改める。
第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名 印

年度産業振興基金事業補助金概算払請求書

年 月 日付け沖縄県指令商第 号で補助金交付決定の通知があった補助金について、下記のとおり

概算払を受けたいので、請求します。

記

1 補助事業名 (区分)

2 請求額 金 円

区分	金額	備考
交付決定通知額		
概算払受領済額		
今回請求額		
残高		

3 今回請求額の内訳

経費区分	積算内訳	金額

4 振込口座

次の口座に振り替えてください。

金融機関名	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、改正後の沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

沖縄県告示第193号

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示

建設工事請負契約約款（平成9年沖縄県告示第317号）の一部を次のように改正する。

第1条第5項中「請求」を「催告、請求」に改める。

第4条（A）第2項中「第4項」を「第5項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第54条第3項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

第4条（A）〔注〕を削り、同条を第4条とする。

第4条（B）を削る。

第5条に次の2項を加える。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡に

ついて、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第7条の2第1項中「の各号」を削り、「届出の義務を履行して」を「届出をして」に、「下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下本条において同じ。）の相手方」を「下請負人」に改め、同項各号中「の義務」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下本条において「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を受注者に提出した場合

第9条第5項中「請求」を「催告、請求」に改める。

第15条第4項中「貸与品に」の次に「種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（」を加え、「隠れたかし」を「ものに限る。）など」に改め、同条第10項中「き損」を「毀損」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

（著しく短い工期の禁止）

第20条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第22条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第27条、第28条第1項及び第29条第2項中「第52条第1項」を「第58条第1項」に改める。

第30条第1項中「第20条まで」の次に「、第21条」を加える。

第31条第6項中「前5項」を「前各項」に改める。

第45条から第48条までを次のように改める。

（契約不適合責任）

第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが

ないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその責務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第51条又は第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約（一次又は二次下請以降の全ての下請契約をいう。以下この号において同じ。）や、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知り

ながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第48条の2を削る。

第48条の3の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（談合等不正行為による解除権）」を付し、同条第1項中「契約を」を「直ちに契約を」に改め、同条第2項を削り、同条を第48条の2とする。

第49条及び第50条を次のように改める。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号、第48条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第56条を第62条とし、第52条から第55条までを6条ずつ繰り下げる。

第51条の2第1項中「第48条の3第1項各号」を「第48条の2第1項各号」に改め、同項第1号中「第48条の3第1項第1号及び第2号」を「第48条の2第1項第1号及び第2号」に改め、同項第2号中「第48条の3第1項第3号」を「第48条の2第1項第3号」に改め、同条を第55条とし、同条の次に次の2条を加える。

（受注者の損害賠償請求等）

第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下本条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下本条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過するまでに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわら

ず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分のかし（構造耐久力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第51条第1項中「契約が」を「この契約が工事の完成前に」に改め、同条第3項中「第48条から第48条の3まで」を「第47条から第48条の2まで又は第54条第3項」に、「その余剰額」を「その余剰額」に、「第49条又は前条」を「第46条、第50条又は第51条」に改め、同条第4項及び第5項中「契約が」を「この契約が工事の完成前に」に、「き損」を「毀損」に改め、同条第6項中「契約が」を「この契約が工事の完成前に」に改め、同条第8項中「契約」を「この契約」に、「第48条から第48条の3まで」を「第47条から第48条の2まで又は第54条第3項」に、「第49条又は前条」を「第46条、第50条又は第51条」に、「期限方法」を「期限、方法」に改め、同条に次の1項を加える。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

第51条を第53条とし、同条の次に次の1条を加える。

（発注者の損害賠償請求等）

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第47条から第48条の2までの規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第47条から第48条の2までの規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額を請求するものとする。

6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号又は第48条の2の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第50条の次に次の2条を加える。

（受注者の催告によらない解除権）

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

別紙中「平成 年」を「 年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の建設工事請負契約約款の規定は、令和2年4月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

沖縄県告示第194号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、名護中央公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 名護中央公園管理共同企業体 代表者 おきなわスポーツイノベーション協会株式会社 沖縄市比屋根一丁目10番5号サンクレストアワセ101、名護自然動植物公園株式会社 名護市字名護4607番地41
- 2 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

沖縄県告示第195号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、浦添大公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 おきなわスポーツイノベーション協会株式会社 沖縄市比屋根一丁目10番5号サンクレストアワセ101
- 2 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

沖縄県告示第196号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、沖縄県が行う沖縄県流域下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を次のとおり指定し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

株式会社沖縄銀行

沖縄県告示第197号

建築士法第4条第4項第3号の規定により知事が同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

建築士法第4条第4項第3号の規定により知事が同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示

第1 次に掲げる者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第4項第3号の規定により、同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める。

1 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校若しくは職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、建築士法第4条第4項第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第749号。以下「令和元年国土交通省告示第749号」という。）第1に規定する科目を修めて卒業した者又は次の表の左欄に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）による学校、防衛省設置法による防衛大学校若しくは職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、同表の中欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了）した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学校教育法による大学又は高等専門学校	令和元年国土交通省告示第749号第1に規定する科目（令和元年国土交通省告示第749号第1各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	1年
	建築士法第4条第4項第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第750号。以下「令和元年国土交通省告示第750号」という。）第1に規定する科目	2年
防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第749号第1に規定する科目（令和元年国土交通省告示第749号第1各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	1年
	令和元年国土交通省告示第750号第1に規定する科目	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第750号第1に規定する科目（令和元年国土交通省告示第750号第1各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	3年

2 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校若しくは各種学校において2年以上修業し、令和元年国土交通省告示第749号第1に規定する科目を修めて卒業した者又は次の表の第1欄に掲げる学校教育法による学校を卒業したことを入学資格とする同法による専修学校若しくは各種学校において、同表の第2欄に掲げる年数以上修業し、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれ同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	2年	令和元年国土交通省告示第749号第1に規定する科目（令和元年国土交通省告示第749号第1各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号第1に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第750号第1に規定する科目（令和元年国土交通省告示第750号第1各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号第1に規定する科目（令和元年国土交通省告示第750号第1各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。）	4年

3 次の表の第1欄に掲げる学校教育法による学校を卒業した者で、職業能力開発促進法に規定する職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、同表の第

2欄に掲げる年数以上修業し、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれ同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	令和元年国土交通省告示第749号第1に規定する科目（令和元年国土交通省告示第749号第1各号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号第1に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第750号第1に規定する科目	2年
	2年	令和元年国土交通省告示第750号第1に規定する科目（令和元年国土交通省告示第750号第1各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号第1に規定する科目（令和元年国土交通省告示第750号第1各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。）	4年

4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

5 建築士法の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日（以下「平成18年改正法施行日」という。）前に建築士法の規定により知事が定める受験資格（昭和48年沖縄県告示第173号）第1号から第12号まで（以下「昭和48年告示第1号等」という。）に掲げる課程を修めて卒業した者のうち、建築に関する実務の経験がこれらの課程に応じてそれぞれ昭和48年告示第1号等に定める年数に満たないもので、平成18年改正法施行日以後に平成18年改正法施行日以前の建築に関する実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ昭和48年告示第1号等に定める年数以上有することとなるもの

6 平成18年改正法施行日前から引き続き昭和48年告示第1号等に掲げる課程に在学する者で、平成18年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ昭和48年告示第1号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

7 前各号に掲げる者ほか、知事が建築士法第4条第4項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

第2 第1各号に規定する科目の単位の計算方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

1 第1第1号に規定する科目 学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校並びに職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校及び職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校及び中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）の規定の例によるものとする。

2 第1第2号に規定する科目 学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 第1第3号に規定する科目 専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

附 則

この告示は、令和2年3月31日から施行する。

沖縄県告示第198号

建築士法第15条第2号の規定により知事が同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

建築士法第15条第2号の規定により知事が同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示

第1 次に掲げる者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第2号の規定により、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める。

1 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校若しくは職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第753号。以下「令和元年国土交通省告示第753号」という。）第1に規定する科目を修めて卒業した者又は次の表の左欄に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）による学校において、同表の中欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の右欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学校教育法による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第753号第1に規定する科目（令和元年国土交通省告示第753号第1各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	1年
----------------------	--	----

2 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校若しくは各種学校において1年以上修業し、令和元年国土交通省告示第753号第1に規定する科目を修めて卒業した者又は次の表の第1欄に掲げる学校教育法による学校を卒業したことを入学資格とする同法による専修学校若しくは各種学校において、同表の第2欄に掲げる年数以上修業し、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれ同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第753号第1に規定する科目（令和元年国土交通省告示第753号第1各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号第1に規定する科目（令和元年国土交通省告示第753号第1各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。）	2年

3 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者で、職業能力開発促進法に規定する職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において1年以上修業し、若しくは学校教育法による中学校又は義務教育学校を卒業した者で、職業能力開発促進法に規定する職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において3年以上修業し、令和元年国土交通省告示第753号第1に規定する科目を修めて卒業した者又は次の表の第1欄に掲げる学校教育法による学校を卒業した者で、職業能力開発促進法に規定する職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、同表の第2欄に掲げる年数以上修業し、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれ同表の第4欄に掲げ年数以上の建築実務の経験を有する者

学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第753号第1に規定する科目（令和元年国土交通省告示第753号第1各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号第1に規定する科目（令和元年国土交通省告示第753号第1各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。）	2年

- 4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
- 5 建築士法の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日前に昭和48年沖縄県告示第173号第1号から第12号までに掲げる課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業した者
- 6 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有す

ると認めた者

第2 第1各号に規定する科目の単位の計算方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 第1第1号に規定する科目 防衛省設置法による防衛大学校並びに職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校及び職業能力開発大学校にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校及び中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）の規定の例によるものとする。
- 2 第1第2号に規定する科目 学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
- 3 第1第3号に規定する科目 専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年3月31日から施行する。
（建築士法第15条第3号の規定により知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示の廃止）
- 2 建築士法第15条第3号の規定により知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示（平成21年沖縄県告示第149号）は、廃止する。

公 告

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第32条第1項第1号の規定により、同法第28条に規定する業務を行う者としての指定を次のとおり取り消した。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 名称及び住所 社会福祉法人新栄会 沖縄市山内一丁目11番15号
- 2 事務所の所在地 沖縄市諸見里二丁目10番17号シンシアハイツ1F
- 3 指定の取消しの年月日 令和2年3月31日

正 誤

令和2年3月24日付け公報定期第4825号掲載の「非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令（沖縄県訓令第7号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
24	上から18	（見出しを含む。）中	の見出し中「非常勤職員台帳」を「会計年度任用職員台帳」に改め、同条中

そ の 他

沖縄県住宅供給公社は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により次のとおり公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行う。

令和2年3月31日

沖縄県住宅供給公社

理事長 田 端 一 雄

- 1 事業主体に代わって公営住宅等の管理を行う者 沖縄県住宅供給公社

- 2 事業主体に代わって管理を行う公営住宅等 浦添市営住宅設置及び管理条例（平成10年浦添市条例第5号）第3条第2項の規定に基づく浦添市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成10年浦添市規則第11号）別表に定める浦添市内間市営住宅、浦添市前田市営住宅及び浦添市安波茶市営住宅並びにこれらの公営住宅に付随する共同施設
- 3 事業主体に代わって行う公営住宅等の管理の内容 公営住宅法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による公営住宅等の管理を行うこと。
- 4 事業主体に代わって公営住宅等の管理を行う期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---